

住まいの耐震化のすすめ

申し込み・問合せ 建築住宅課住宅係

☎0833(72)1400

光市耐震改修促進計画を策定しました

平成7年に発生した阪神淡路大震災では、建築物の倒壊などの被害が発生し、多数の死傷者が生じました。

先日も岩手・宮城内陸地震により尊い生命や財産が失われるなど、地震への備えが急務となっています。

市では、地震から市民の皆さんの生命・財産を守り、安全・安心して暮らせる地震に強いまちづくりを推進するため、「光市耐震改修促進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき耐震改修等に関する事業や情報提供などの促進に取り組みます。

【計画の概要】

計画の目的

地震による建築物の被害およびこれに起因する生命や財産の損失を未然に防止するため、昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震診断や耐震改修を進め、本市における建築

物の 1 耐震化に取り組みます。

計画の期間

平成20年度から平成27年度まで

計画の目標

・住宅の 2 耐震化率

約90%（現状約64%）

・多数の人が利用する建築物等の耐震化率

約80%（現状約49%）

1 耐震化 昭和56年の建築基準法改正以降の基準により建築された建物は、おおむね中程度の地震に対して、比較的安全であるとされていることから、それ以前の建物について耐震診断を実施し、耐震性がないと判定されたものは改修、改築等を行い、地震に対する安全性を確保することです。

2 耐震化率 総戸数に対する耐震性があるとされた戸数の割合です。

詳しい内容は、市のホームページに掲載しています。

(<http://www.city.hikari.lg.jp/siyakusyo/kenchiku/index.html>)

耐震診断・耐震改修を補助します

市では、平成19年度から木造住宅の耐震診断や耐震改修に要する費用の一部を補助する制度を行っています。

また、今年度から新たに公共的な建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助する制度を新設し制度の拡大を行いました。

【木造住宅の耐震診断と耐震改修】

耐震改修

補助対象要件

昭和56年5月31日以前に着工された、市内にある3階以下の1戸建て木造住宅（耐震改修は、耐震診断済みの建物で診断結果が上部構造評点1.0未満の住宅を1.0以上にする改修工事）

その他にも要件がありますので事前にお問い合わせください。

募集戸数と補助限度額

耐震診断 18戸・2万8千円

耐震改修 2戸・30万円

募集期間

7月10日(木)～12月10日(木)

(土・日曜日、祝日は除く)先着順

【公共的な建築物の耐震診断】

補助対象要件

昭和56年5月31日以前に着工された、市内にある一定規模以上の学校・保育所・病院・福祉施設等その他にも要件がありますので事前にお問い合わせください。

募集戸数と補助限度額

耐震診断 1棟・100万円

募集期間

7月10日(木)～24日(木)

(土・日曜日、祝日は除く)

応募者多数の場合は抽選。応募戸数に満たない場合は当分の間、随時募集を行います。



阪神淡路大震災で破壊された家